



浜松市中小事業者等省エネ設備導入事業費補助金 二次募集の実施について

+

浜松市では、エネルギー価格及び物価高騰の影響を強く受けている市内の中小事業者等のコスト削減及びカーボンニュートラル対応を継続支援することを目的として、中小事業者等が実施する省エネ設備導入等に要する経費の一部を補助する補助金『浜松市中小事業者等省エネ設備導入事業費補助金』の二次募集を下記のとおり実施します。

記

1. 補助率・補助金額

補助率	補助対象経費の1/2
補助金額	(1事業者あたり) 上限額50万円・下限額10万円

2. 補助対象事業(4つの事業区分を設けています)

No.	事業区分	補助事業の要件	補助対象者
1	設備更新・省エネ機器導入支援	高効率空調・高性能ボイラなど (設備指定あり(注1))	市内の中小事業者及び個人事業主(注2)
2	農業用省エネ技術等導入支援	圃場の耕耘、収穫、貯蔵、出荷等で使用する省エネルギー化等が図られる農業用動力機械の導入又は更新など	認定農業者又は認定新規就農者(注3)
3	林業用省エネ技術等導入支援	林業機械、林業用運搬機械、木材・木製品加工機械等の導入及び更新	FSC認証取得事業体(森林組合含む)及び市内にFSC認証林を所有し、経営・整備・伐採・搬出までを行っている林業家
4	水産業用省エネ技術等導入支援	(一社)海洋水産システム協会による水産用型式等認定基準合格機種等、省エネルギー化が図られる設備又は機械の導入	漁船保険又は漁業経営セーフティネット構築事業に加入済等の水産業協同組合及び水産業協同組合正組合員

注1: (一社)環境共創イニシアチブが実施した「令和4年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」の中で対象となっているユーティリティ設備に指定される設備導入。

注2: 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

注3: 農業経営収入保険、施設園芸セーフティネット構築事業、配合飼料価格安定基金、園芸施設共済のいずれかに加入済みであること。



3. 二次募集申請受付期間及び申請方法について

- 申請受付期間：令和6年5月15日(水)～令和6年5月31日(金)
- 申請方法：WEB申請又は郵送申請

4. 注意事項

- ✓ 申請額が予算額を上回った場合、按分するため、補助申請額より交付額が少なくなる場合があります。
- ✓ 申請のためには、令和6年3月31日納期限までの市税を完納していることが必要です。
- ✓ 先着順ではございません。
- ✓ 交付決定日以降に実施された事業が補助対象となります（事前着工は対象外です）。
- ✓ 本申請は1事業者1申請に限り、複数の事業区分への申請はできません。
- ✓ 1次公募に申請された方は申請できません。

5. 補助金専用ホームページ

詳細については、こちらよりご確認ください。

【補助金専用ホームページURL】 <https://shouenesetsubi.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

6. お問い合わせ先

- 制度内容、申請方法等全般に関するお問い合わせ

浜松市省エネ設備導入事業費補助金事務局
[TEL] 050-5369-9456
※受付時間 平日 8:30～17:15（土日祝除く）

- 農業用省エネ技術等導入支援に関するお問い合わせ

浜松市産業部農業振興課総務グループ
[TEL] 053-457-2331
※受付時間 平日 9:00～17:00（土日祝除く）

- 林業用省エネ技術等導入支援に関するお問い合わせ

浜松市産業部林業振興課森林・林業政策グループ
[TEL] 053-457-2159
※受付時間 平日 9:00～17:00（土日祝除く）

- 水産業用省エネ技術等導入支援に関するお問い合わせ

浜松市産業部農業水産課水産業振興グループ
[TEL] 053-592-8816
※受付時間 平日 9:00～17:00（土日祝除く）

以上

